

東京都障害者差別解消条例制定の論点と都内市区町村の動向

伊藤久雄（認定NPOなちぼっと理事）

1. 「東京都障害者差別解消支援協議会」の条例検討部会での議論の経過と論点

さる10月15日、「東京都障害者差別解消条例制定の動きと障害者差別解消法の見直しを考える」DPI東京行動委員会シンポジウムが、東京都多摩障害者スポーツセンターで開催された。

東京都が設置した「東京都障害者差別解消支援協議会」の条例検討部会で議論されてきた状況を報告したのは、この条例検討部会の委員を務めている秋山浩子さん（自立生活センター・日野）であった。検討部会は全部で9回開催の予定で、10月18日の第7回検討部会が終了したばかりであった。

条例の名称は「障害のある人への理解促進及び差別の解消をすすめる条例」などが検討されているという。検討部会は、次回（第8回、11月30日）では条例の骨子が議論され、来年1月から2月にはパブリックコメントを実施。最終回（第9回、3月上旬）にパブリックコメントの結果が報告され、「まとめ」が行われる日程になっている。（したがって、都議会への条例案提案は6月議会、条例施行は秋になる？）

検討部会の主な論点は秋山さんによれば以下のとおり。

<主な論点>

- ・ 事業者の合理的配慮の義務化について（義務か、努力義務か）
- ・ 相談の仕組み（事業者の合理的配慮の義務化の議論とあわせて重要）
 専門相談機関の設置（都の内部に設置することについて議論）
 相談員（広域支援相談員を置くことについて議論）
 区市町村の機関との関係（連携のあり方）など
- ・ 紛争解決の仕組みについて（事業者の合理的配慮の義務化の議論とあわせて重要）
 第三者委員会の設置（調整委員会という名称で議論）
 公表など（調査、あっ旋、勧告、公表などを議論）
- ・ 都民、事業者の責務について
- ・ 定義規程の記述について（「障害者」「社会的障壁」「共生社会」「障害の社会モデル」「間接差別」などが議論されている）
- ・ 基本理念、目的について（「共生社会」「人権」「社会参加」など）
- ・ 情報保障（言語としての手話、情報保障の手段の例示、知的障害者など）
- ・ 複合差別の明記について（女性、子どもなど）
- ・ 前文（入れるか否か）

「東京都障害者差別解消支援協議会」条例検討部会の「まとめ」に注目し、パブリックコメントが実施されれば、障害者も健常者も積極的に意見を出していく必要がある。

■東京都障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿（座長は川内美彦さん）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/tiikikyougikai.files/iinmeibo.pdf

（この名簿では、障害のある人としてDPI（障害者インターナショナル）障害者権利擁護センターの八柳さんが入っているが、「ぜひ女性を」という八柳さんの意向で秋山さんに変更になったという報告が八柳さんからあった）

2. 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（素案）

10月15日の集会で、障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会の奥山さん（NPO法人自立生活センター・立川）から、立川市が策定をすすめる「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（素案）」について報告がされた（なお、この条例素案はパブリックコメントが実施され、10月26日には「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会」が開催されて、パブリックコメントの結果と対応、条例策定後の周知啓発について議論されることになっている）。

■立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（素案）

（別紙、PDF。立川市のホームページでは、パブリックコメントが終了したためか、素案はすでに削除されている。この対応は問題があると考える）

条例素案は、前文、目的、用語の定義、基本理念、市の責務、市民及び事業者の責務、差別の禁止、合理的配慮等、相互理解の促進、差別に対する相談体制、附則から構成されている。

東京都などでも課題となっている「合理的配慮」については、障害者差別解消法に基づき、事業者は努力義務となっているが、「差別の禁止」において「障害のある人に差別をしてはならない」と明確に規定している。

そして条例素案の特徴は、合理的配慮等の範囲を11の分野ごとに規定していることである。その分野は以下のとおり。

- ① 保健及び医療
- ② 福祉サービス
- ③ 教育
- ④ 保育

- ⑤ 療育
- ⑥ 雇用
- ⑦ 公共的施設の利用
- ⑧ 文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習
- ⑨ 情報保障
- ⑩ 住居
- ⑪ 防災

関心の高いと思われる教育については、残念ながら「個々に応じた教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずるよう努める」として、インクルーシブ教育の理念は盛り込まれなかった。しかし、そういう議論が検討委員会の中で交わされた経緯を大切にし、今後の条例運用と、条例見直し（附則で施行後3年を目途として見直しを行うという見直し条項が入る）などの機会にさらに議論を重ねることが重要だと思われる。

また前文の中に、「障害は、個人の問題として捉えられてきたが、社会との関係で生じるものであり、地域社会を構成する全ての人の問題である」というように、いわゆる「社会モデル」が盛り込まれていることも重要である。

なお「情報保障」には「手話を言語とする」との規定は入っていない。だとすると今後、手話言語条例の検討にすすむのかどうかも課題である。

立川市の検討委員会の委員の中には、東京都条例の内容や施行状況を踏まえたかどうかという意見もあったようだが、東京都より先に条例策定に踏み切った。こうした状況をつくりだした背景には、「障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会」の活動が大きかったと思われる。「考える会」は2009年（平成21年）に結成され、集会やシンポジウム、学習会などの活動を重ねるとともに、5つの地域懇談会を展開していることも注目される。

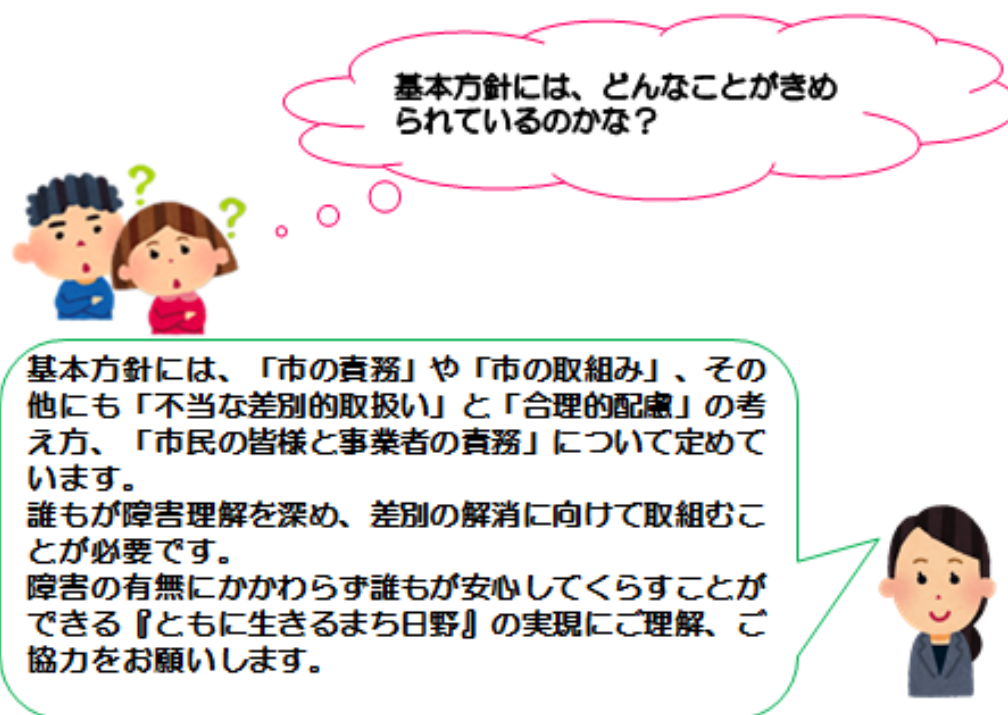
なお、「考える会」は次の団体で構成されている。

NPO法人自立生活センター・立川／立川手をつなぐ親の会／立川精神障害者家族会（立川麦の会）／立川市肢体不自由児者父母の会・たつのこ／在宅障害者の保障を考える会／中途失聴・難聴者「つばさの会」立川／高次脳機能障害者の会・スマイル立川／一般sy
団法人 animo／社会福祉法人幹福祉会／ヘルプ協会立川／NPO法人多摩在宅支援センター円／社会福祉法人すみれ会／NPO法人立川マック／NPO法人ゆるら／NPO法人こらそん／NPO法人柿の木ネット／たちかわ精神障害者支援団体連絡会（たちせいれん）

3. その他の自治体の動向

日野市では今年（2017年）3月、障害者差別解消検討委員会や市民の意見等を踏まえて、「日野市障害者差別解消基本方針」が策定されている。

主な内容は下図のとおり。



集会に参加された方の話では、条例については当初の予定より遅れているが、年内にも検討委員会が立ち上がる見通しだという。立川市の条例が施行されれば、都内では八王子市、国立市に次いで3自治体になる。

今後の日野市や東京都の動向や条例内容に注目しつつ、条例策定に未着手の自治体は東京都の条例策定後に検討を始めるものと考えられるので、早急な取組みを促す要請未着手自治体に対して行っていかなければならない。